

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年2月16日（平成30年（行情）諮問第106号）

答申日：平成30年7月26日（平成30年度（行情）答申第195号）

事件名：「日米地位協定の考え方（改訂版）」の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「日米地位協定の考え方（改訂版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月12日付け情報公開第02368号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 本件文書は、同文書に関する過去の諮問事件（平成22年度（行情）諮問第371号）で、外務大臣が行った説明によれば、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）に関して作成された外務省の部内の参考資料である。
- (2) 本処分では、「本件文書には、我が国と米国の間の協議事項に係る外務省の考え方、両国間の協議の内容等に関する記述が含まれており、公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがある」ことを理由に不開示決定を行っている。
- (3) しかしながら、本件文書には、日米地位協定の本文の抜粋や既存の関連法、政府統一見解など既に公表されている内容が含まれていると推察される。また、表紙や目次など、公にしても米国との信頼関係が損なわれるおそれがなく法5条3号の不開示情報に該当しない内容も含まれていると推察される。
- (4) 法6条は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と定めているが、本

処分においては、部分的に開示できるか否かの審査が丁寧に行なわれていない疑義がある。

- (5) よって、本処分を取り消し、法6条に基づいて部分的に開示できるか否かの審査を再度行い、法5条3号に該当しない部分については部分開示することを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

外務省は、平成27年12月10日付けで受理した審査請求人からの開示請求「日米地位協定の各条項の解釈や運用に当たっての留意事項について記述した文書全て」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として1件の文書を特定し、開示とする決定を行った後、2件の文書を特定し、1件を開示、1件を不開示とする原処分を行った（平成29年1月12日付け情報公開第02368号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年1月20日付けで本件対象文書の不開示部分について、不開示情報に該当することを不服とし、原処分の取消しを求める審査請求を行った。

#### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、原処分において不開示とされた「日米地位協定の考え方（改訂版）」である。

#### 3 不開示とした部分について

本件対象文書は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）」に関して、昭和50年代に作成された外務省の部内の参考資料であり、同文書には、我が国と米国との間の協議事項に係る外務省内の考え方、日米両国間の協議の内容等に関する記述が含まれており、公にすることにより米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると判断し、同文書を不開示とする外務省決定を妥当とする答申（平成18年度（行情）答申第343号、平成20年（行情）答申第205号及び平成22年（行情）答申第338号（以下、併せて「先例答申」という。））及び判決（東京高等裁判所平成18（行コ）109）を踏まえ、法5条3号により不開示とした。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「既に公表されている内容」や「不開示情報に該当しない内容も含まれていると推察」され、「部分的に開示出来るか否かの審査が丁寧に行われていない疑義がある」として、原処分の取消しを求めている。

しかしながら、本件対象文書にはその全体にわたって、我が国と米国と

の間の協議事項に係る外務省内の考え方，日米両国間の協議の内容等に関する記述が含まれており，時の経過を勘案しても引き続き公にすることにより米国との交渉上不利益を被るおそれ及び米国との信頼関係が損なわれるおそれがあり，外務省は，上記3のとおり，本件対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており，審査請求人の主張には理由がない。

#### 5 結論

上記の論拠に基づき，外務省としては，原処分を維持することが適当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月5日 審議
- ④ 同年7月17日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は，「日米地位協定の考え方（改訂版）」である。

審査請求人は，原処分の取消しを求めており，諮問庁は，法5条3号に該当し不開示とする原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

本件諮問に伴い，当審査会において改めて審議したところ，先例答申における不開示情報該当性の判断を変更すべき事情の変化は認められず，これと同一の判断に至った。その判断の理由は別紙のとおりであり，その内容は，先例答申と同旨である。

##### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については，同号に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別紙

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、昭和50年代に作成された「日米地位協定の考え方（改訂版）」と題する外務省の部内参考資料である。

### 2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、本件対象文書は、日米地位協定に関する当時（昭和50年代）の我が国と米国との間の協議事項に係る外務省の担当者の考え方、日米間における関連の外交交渉、日米合同委員会におけるやり取りや合意内容等を記述した部内参考資料である旨説明があった。

また、諮問庁から日米地位協定に関する解釈・運用については、長年にわたり培ってきた米国との信頼関係を基盤として、日米両国の関係当局間で現在もなお緊密に協議の上、対処しているところであり、本件協定の解釈について、部内的な検討を含め、自国の見解を対外的に明らかにすることは、米国との交渉における自己の立場をあらかじめ相手国に知らしめることにほかならず、その後の外交交渉を我が国が期待するように進めることが困難となり、自国の利益を著しく損なうおそれが生じる旨説明があった。

- (2) 当審査会において見分したところ、本件対象文書には、日米地位協定の解釈に関する日本側の考え方、日米間の協議事項に関する外務省内の考え方、日米間における関連の外交交渉、日米合同委員会における議論及びその背景となった考え方、国会における審議の関連部分の抜粋及び質問主意書の関連部分、政府発表及び政府の統一見解、既存の関連国内法、公表済みの日米合同委員会における合意などが詳細かつ深く掘り下げて記載されていることが認められる。

これらの記載のうち、日米地位協定の解釈に関する日本側の考え方や日米間の協議事項に関する外務省内の考え方などが記載された部分については、これらを公にすることは、本件協定の解釈についての、部内的な検討内容を含む、自国の見解を対外的に明らかにし、ひいては米国との交渉における自己の立場をあらかじめ相手国に知らしめることにほかならず、今後の米国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が判断することに相当の理由があると認められる。また、日米間における関連の外交交渉、日米合同委員会における議論やその背景となった考え方などが記載された部分については、日米地位協定に関する解釈・運用は、長年にわたり培ってきた米国との信頼関係を基盤として、日米両国の関係当局間で現在もなお緊密に協議の上、対応している事情に鑑みれば、これらを公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長

が判断することに相当の理由があると認められる。

なお、上記以外の記載部分には、国会における審議の関連部分の抜粋及び質問主意書の関連部分、政府発表及び政府の統一見解、既存の関連国内法、公表済みの日米合同委員会における合意などが記載されており、これらの記載部分については、単純に当該箇所に記載された内容のみに着目すれば、既に公表されている内容であると認められる。しかしながら、当該記載部分は、上記不開示情報に係る詳細な記述内容と一体としてその一部となっているため、当該記載部分のみを開示することとしても、それにより、日米地位協定のどのような事項について、どの程度の詳細さでもって検討が行われたものかなどの情報が明らかとなり、我が国の関心の重点又は政府部内若しくは日米政府間の議論の内容が推察される可能性があるとして認められる。加えて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明によれば、日米地位協定の解釈・運用等に関する米国との交渉に当たっては、我が国の国益と米国側の利益との間の調整が必要であり、その中で今後とも交渉を適切に進めるためには、我が国の関心の重点、政府部内又は日米政府間の議論の内容推察の可能性について細心の注意を払う必要があるとの説明があったところ、その説明は理解し得るものである。したがって、本件対象文書のうち、既に公表されている箇所についても、これを部分開示することはできない。

よって、本件対象文書の記載内容は、その全部が法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。